

『全国道路利用者会議規約』

昭和24年 2月16日制定
昭和24年11月24日一部改正
昭和43年 5月22日全面改正
昭和50年 5月22日一部改正
昭和54年 5月22日一部改正
昭和56年 5月21日一部改正
昭和58年 5月11日一部改正
昭和59年10月30日一部改正
平成27年 5月19日一部改正

(名 称)

第1条 本会議は、全国道路利用者会議という。

(目 的)

第2条 本会議は、全国道路利用者の総意に基づき、道路整備を積極的に促進し、道路交通の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会議は、事務局を東京都千代田区におく。

(事 業)

第4条 本会議は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 道路整備の促進・利用に関する事業
2. 道路整備の必要性の広報に関する事業
3. 道路に関連する各種団体との交流及び協調に関する事業
4. 道路整備を目的とする調査及び研究に関する事業
5. 道路利用者の安全と利便の向上に関する事業
6. その他本会議の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 本会議は、都道府県道路利用者会議及び指定都市道路利用者会議並びにこれに準ずるものをもって正会員とする。都道府県道路利用者会議及び指定都市道路利用者会議は、各都道府県又は指定市及びこれに係る地方公共団体その他道路の直接又は間接の利用者等をもって組織するものとする。

2. 前項の正会員のほか、道路の直接又は間接の利用者その他、本会議の趣旨に賛同するものは、特別会員となることができる。

(会 費)

第6条 会費は、総会において決定する。

(組 織)

第7条 本会議は、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州に地区会議をおき、当該地区の正会員をもって組織する。

2. 特別会員は、本会議に直属する。

(役 員)

第8条 本会議に次の役員をおく。

理 事	140名以内	
うち 会 長	1名	
副会長	12名以内	
常任理事	70名以内	

監 事 4名以内

2. 理事及び監事は、総会において選出する。
3. 会長及び副会長は、理事の互選とし、総会の承認を得るものとする。
4. 常任理事は、理事のうちから会長が指名する。

- 第8条の2 本会議に顧問、参与及び会長が特に必要と認める職をおくことができる。
2. 顧問、参与及び会長が特に必要と認める職は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
 3. 顧問のうち、本会議の発展に特に功労があった者は、理事会の議を経て最高顧問とすることができる。

(職務)

- 第9条 会長は本会議を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 3. 常任理事は、本会議の運営に関する重要事項の処理に参加する。常任理事のうち1名は、事務局長(常勤)として会務を分掌する。
 4. 理事は、総会の議決に基づいて会務を執行する。
 5. 監事は、会議の財産及び業務の執行の状況を監査する。
 6. 顧問及び参与は、本会議の運営に関し、会長の諮問に応じ、又は建議するものとする。
 7. 事務局長は、若干名の幹事を委嘱し、事務局長の事務を分掌させることができる。

(任期)

- 第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第11条 本会議は、毎年1回定時総会を開き、必要に応じ臨時総会を開くものとする。
- 第12条 総会は、この規約に規定するもののほか次の事項を議決する。
1. 事業計画及び収支予算の決定
 2. 事業報告及び収支決算の承認
 3. その他本会議の運営に関する重要な事項
- 第13条 理事は、理事会を構成し、この規約に規定するもののほか通常会務を処理する。
- 第14条 常任理事は、常任理事会を構成し、緊急事項を処理する。

(議事規則)

- 第15条 総会及び理事会の運営については、別に定めるところによる。

(会計)

- 第16条 本会議の資産は、次の各号の収入をもって構成する。
1. 通常会費
 2. 特別会員会費
 3. 臨時会費
 4. 寄付金
 5. 事業に伴う収入
 6. その他の収入
- 第17条 本会議の収支決算は、年度終了後2箇月以内に、監事の監査を経て、総会の承認を経なければならぬ。
- 第18条 本会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

- 第19条 この規約は、総会において出席会員の4分の3以上の同意を経なければ変更することができない。

(附則)

この規約は、昭和24年2月16日から施行する。

(附則)

この規約は、昭和24年11月24日から適用する。

(附則)

この規約は、昭和43年5月22日から適用する。ただし第8条の規定は、昭和44年度から施行する。

(附則)

この規約は、昭和50年5月22日から適用する。

(附則)

この規約は、昭和54年5月22日から適用する。

(附則)

この規約は、昭和56年5月21日から適用する。

(附 則)

この規約は、昭和58年5月11日から適用する。ただし第3条の規定は、事務所移転の日から施行する。

(附 則)

この規約は、昭和59年10月30日から適用する。ただし第3条の規定は、事務所移転の日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成27年5月19日から適用する。

『全国道路利用者会議議事規則』

全国道路利用者会議規約第15条の規定に基づき全国道路利用者会議議事規則を次のように定める。

(会議の招集)

第1条 会長は、総会又は理事会を開催しようとするときは、開催の日時、場所及び附議事項を定めて都道府県会議(指定都市会議を含む。以下同じ。)理事及び特別会員を通知しなければならない。

2. 臨時総会は、次の場合に開催するものとする。

(1)10名以上の都道府県会議または2以上の地区会議の要求があったとき

(2)会長が必要と認めたとき

(議長及び副議長)

第2条 総会又は理事会の議長には会長をあて、副議長には副会長をあてる。

2. 議長は議事を整理し、副議長は議長に事故あるとき、その職務を代行する。

(定足数)

第3条 総会は、都道府県会議の代議員(各会議あて5名)及び特別会員の代議員(各団体1名)により構成し、その過半数以上の出席により成立する。

2. 理事会は、理事の過半数以上の出席により成立する。

(議 決)

第4条 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議案の提出)

第5条 地区会議、都道府県会議及び特別会員は、書面をもって議長に議案を提出することができる。

(委員会)

第6条 総会又は理事会は、特別の事項を審議するために必要があるときは、委員会を設けることができる。

2. 委員会に委員長を置き、会長の指名する者がこれにあたる。

3. 委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

4. 総会又は理事会は、その定めるところにより、委員会の決議をもって総会又は理事会の決議とすることができる。

5. 委員会は、審議の結果をすみやかに総会又は理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第7条 議長は、議事録を作成し、これに署名捺印しなければならない。

2. 議事録は、事務局が保管する。

(雑 則)

第8条 この規則に定めるもののほか、総会及び理事会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附 則)

この規則は、成立の日から施行する。